

山形広域環境事務組合職員の特殊勤務手当に
関する条例施行規則

〔平成 7 年 3 月
山広環規則第 4 号〕

改 正 平成 15 年 5 月山広環規則第 5 号

山形広域環境事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 4 年共衛規則第 6 号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年共衛条例第 1 号）の施行に關し必要な事項については、山形市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和 45 年山形市規則第 20 号）の規定を準用する。

（平 15 規則 5・一部改正）

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 5 月改正）

この規則は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。